

第160回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和3年2月22日 午前10時から

会場 市役所3階 第1会議室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示

事務局 情報管理課長 林 晴子 情報管理課文書法制係長 稲山 愛
情報管理課文書法制係主任 林 勇樹

説明者 市長室長 吉田 徳史 市長室室長補佐 高橋 壮一
市長室平和・人権・ダイバーシティ推進担当主事 大塚 真紀子
生活福祉担当課長 北村 敦 福祉総務課庶務係長 広瀬 容子
福祉総務課庶務係主事 近藤 博之

【情報管理課長】 本日はお忙しい中、国立市情報公開及び個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今期初めての会になりますので、会長選任までの間は事務局で進行させていただきます。

では次第に従いまして、進めさせていただきます。

ただいまから、第160回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を開催いたします。初めに、市長より委嘱状を交付いたします。

(委嘱状交付、市長挨拶)

(事務局紹介、委員自己紹介)

【事務局】 それでは次第の(3)会長の選任に移らせていただきます。

会長につきましては、審議会の規則によりまして互選ということになっております。通例ですと、継続の委員の方が中心にということになるかと思えますけれども、いかがでございましょうか。ご推薦がありましたら、お願いしたいのですが。

【中川委員】 石居先生がよろしいのではないかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。皆様、いかがでございましょうか。

【他の委員】 異議ございません。

【事務局】 石居先生、では、よろしいでしょうか。

【石居会長】 はい。

【事務局】 どうぞよろしくお願いたします。

それから、続きまして、職務代理者でございますが、職務代理者は会長から指名していただく形となります。いかがでございましょうか。

【石居会長】 私が法律の専門ではありませんので、法律の専門家ということと、今まで、会長が大学教員の場合は、普段実務をされている方に代理になっていただいていたような気がしますので、岸委員にお願いできればと思います。

【事務局】 岸先生、よろしいでしょうか。

【岸委員】 私でよろしければ、はい。

【事務局】 では、岸委員、お願いたします。

それでは、恐れ入りますが、お席の移動をお願いしたいと思います。

では、議題に入ります前に、初回でございますので、この審議会自体の公開につきまして、確認事項が3点ございますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、委員名簿についてでございます。事前にお配りしたものと若干体裁が異なりますけれども、同程度の内容のものを市のホームページに掲載させていただいておりますので、引き続き、掲載させていただきたいと考えております。

2点目でございますが、審議会の会議は公開となっております。

3点目は会議録についてでございます。会議録は事務局で作成しました後、各委員さんにご確認いただきまして、全言記録に近いような形でホームページで公開しております。ただし、セキュリティに関する内容等、一部記載を省略する部分がございます。

以上3点になりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局から資料の確認をさせていただきたいと思っております。

【事務局】 (資料確認)

【事務局】 それでは、次第の(4)以降の議題につきましては、会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【石居会長】 よろしく申し上げます。それでは、以降は司会のほうを務めたいと思っております。

次第の4番になりますが、まず、担当課の方に入ってください。

それでは、次第の4番、国立市個人情報保護法例第7条第2項第2項の規定に基づく諮問について、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第10条に基づくパートナーシップ制度における個人情報の収集について、まずは、ご説明をお願いします。

【市長室長】 (自己紹介)

【市長室室長補佐】 (自己紹介)

【平和・人権・ダイバーシティ推進担当主事】 (自己紹介)

【市長室長】 では、説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

では、資料番号1-1諮問書について説明させていただいた後に、資料1-2の本諮問に関わる制度の概要についてご説明させていただきます。

まず、今回の諮問に当たりまして、資料1-1の諮問書に記載がありますが、国立市では平成30年4月に国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例を施行いたしました。これは主として男女共同参画の条例に当たります。この中で性別や性的指向、性自認にかかわらず、誰もが個人として尊重される、そして、自分らしく国立市という地域の中で暮らしていただきたいというところがこの条例の趣旨になっております。

この条例の中で国立市はLGBTの相談を行っておりまして、たしか平成30年にはこの審議会にLGBTの相談について諮問させていただいたという経緯がございます。今回はパートナーシップ制度でございますが、経過としましては、令和2年の市議会第4回定例会において、先ほど条例を改正しまして、パートナーシップ制度に関する規定を盛り込んでいます。次の4月、令和3年4月からセクシャルマイノリティー、事実婚のパートナー関係の方を対象としましたパートナーシップ制度を開始するのに当たりまして、所管課としては個人情報の取扱いがございます。よって、個人情報保護条例第7条第2項第2号の規定に基づきまして、審議会の皆様のご意見をいただきたいというところが趣旨でございます。

そして、諮問事項ですけれども、1の諮問事項、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第10条に基づくパートナーシップ制度における個人情報の収集についてでございます。

2の諮問理由としましては、4月から開始されますパートナーシップ制度は、制度の対象者の方からこの条例で規定するパートナー関係であるということの届出を受けまして、私どものほうで主として受理証明書等を交付する制度でございます。この制度によりまして、対象者の方々が抱えている課題、例えば、社会的な承認、特に多いのがLGBTの方々のパートナー関係については、社会的な承認が非常に高まってきているとは思いますが、とはいえ、例えば、同性婚制度というのは日本ではまだございませんし、このような中で公的な承認というものが求められております。また、不動産の契約につきましては、一緒に住みたい、同居を望んでいる方にとっても、不動産の窓口で、特に同性カップルの方々については、なかなか不動産屋又は大家さんのご了解がいただきにくくて、一緒に住みたいけれども住めないというような事情があるということも伺っております。

そして、病院における面会又は手術等の医療の同意につきましても、いわゆる家族として、法的な家族として認められにくいというところから、こういった緊急的な部分での手術の同意ですとか面会というものができていないという状況があります。

そして、災害時の避難所。これは災害が発生して中長期の避難生活をする際に、特に同性カップルの方々が家族として1つの避難生活を送れないというところがあり、別の個人というような形で切り分けられてしまうというところの事象が実際に被災地でもあったということも伺っております。まだ国立では大きな避難生活が長期化されるような実例というのは直近ございませんけれども、こういうことも想定した上での制度ということを考えております。

職場等における対応ということで、同居している方、事実婚の方ですとか同性カップルの方ですとか、職場においては、パートナーという形でなかなか伝えられていなくて、例えば、病気療養や介護が必要になった場合に、パートナーがいるということ自体を職場になかなか公言しにくいというのがあります。ですので、今回、当市のほうで発行する受理証明書又は受理証明カードも発行いたしますが、これを活用して様々な当事者の方々の社会的な困り事解消に使ってほしいということが1つの効果として期待しているところです。

なお、この届出に当たりましては、特にセンシティブ情報に当たるものを収集いたしますので、こちらについてご意見を伺いたいということが趣旨でございます。

そして、資料1-2に基づきまして、制度の概要についてご説明いたします。1の目的は先ほどご説明したとおりでございます。2の制度の根拠法令も先ほど説明しました条例の主に第10条のところに規定してございます。

3の制度の概要につきましては、届出という形で、お二人の方からの届出を受けまして、国立市としての受理証明書と受理証明カード、このカードは、日頃から持ち歩け、何かのときに提示できるよう、携帯できるようにお財布に入るような形状のものを今想定しております。受理証明書はA4サイズの一般的な証明書類ということは今ところは想定しております。

4のパートナーシップの定義ですけれども、これは条例の第2条第10号に規定しております。互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、協力し合うことを約した継続的かつ対等な二者間の関係。ここの関係性を今回のパートナーシップの定義とし、この関係であるとおっしゃっている二者間、2名の方たちの関係性を主として根拠にしていこうというものです。

5の対象ですけれども、全部で4点ございます。まず、(1)が、いずれか一方が国立市内に住所を

有している。(2)が、お二方の双方が届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。(3)が、いずれか一方が市内に在勤していること。(4)が、いずれか一方が市内に在学していることとしております。

特に(3)と(4)の規定ですが、現在、このパートナーシップ制度は、国内では約70から80に間もなく届くぐらいの自治体がこの制度を設けております。自治体によって多少その制度の詳細は違うのですが、非常に多くの自治体がパートナーシップ制度を作り出してきています。その中で、(3)

(4)で示しております、いわゆる在勤・在学を対象としている自治体は、今のところ私どもの調べでは国立市だけだというように思います。ここは、この制度を検討していくに当たりまして、国立市男女平等推進市民委員会のほうでの議論や当事者の声を受けて、ここまで在勤・在学まで制度の対象を拡大しております。

続きまして、6の要件ですが、まず、(1)成年に達していること。現在では満二十歳以上の方が届出が出来るということにしております。なお、民法改正によりまして、2022年から18歳からになりますので、同時に、この制度の対象もここに合わせるという形です。

(2)配偶者がいないこと。これは法律上の婚姻をしている方がいないという形になります。そして、双方以外の者とのパートナーシップの関係にないこと。今回届出をいただく方以外の方とのパートナーシップ関係、別の方がいないということを確認いたします。

そして、(3)民法に規定する婚姻をすることができない関係にないことというところがあります。三親等以内の親族等というところがあります。これは法律婚と同様の規定をこちらに準用しております。ただし、養子縁組をしている方がいらっしゃいます。特に同性カップルの方で、日本には先ほどのように法律上の婚姻関係が同性同士では結ばませんので、やむを得ずお互いの相続とか財産の関係とかで養子縁組をしています。これはパートナーシップが理由の養子縁組をしておりますので、本来、法律婚も養子縁組をしている方については、法律婚はできないという規定になっております。今回は、この制度の趣旨を考えますと、自治体によってはパートナーシップ関係の養子縁組をしている方は一度それを解消しないと各自治体のパートナーシップ制度は申請できないというように決められている自治体もあるんです。ですけれども、この当事者の方々は、自治体ができるパートナーシップ制度というのは、法的な制限が特にあるわけではありません。ですので、せっかく法的な権限がある養子縁組を解消してまで各自治体、当市の制度を申請してくれというのは、制度上のメリット・デメリットの関係を見ても、そこは柔軟に対応すべきであろうということで、私どもは養子縁組を解消する必要はないというようにしております。しなくてもこの制度は、届出はできますよというように制度としては考えております。

7の提出書類ですが、全部で6点ございます。(1)が世帯全員の住民票の写し。これは、先ほどの届け出る以外の方のパートナーの方、住民票の中で一緒に住んでいる方がいた場合に、届け出る方以外の方のお名前があった場合には、その方との関係性を確認するために住民票を出していただきます。

(2)戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書。これは、法律婚をしていないかの確認のためにいただきます。(3)(4)は、在勤者・在学者の方の場合は、その証明書類をお出しいただくことにしております。(5)は、上記のほか、市長が必要と認める書類というものでございます。そして、(6)が本人確認ということで、届け出る方お2人のそれぞれの本人確認の書類をご提示いただくことにしております。

8が今回取り扱う個人情報ですけれども、主に(1)がお名前、氏名に当たります。これは戸籍上

の氏名という形です。ただし、受理証明書に、中には通称名で記載を希望する方がいらっしゃるかと思います。戸籍上の名前ではない通称名を使って日頃の社会生活の活動をしている。例えば、対外的な、分かりやすいのは芸能人の方とか、名前を戸籍上のお名前ではなくて活動している方は、そちらの名前で証明書に記載をしてほしいという要望がありましたら、その実態を確認できる書類を提示いただければ、通称名で受理証明書のほうを発行する予定です。

(2)は生年月日、(3)は住所、(4)は連絡先。(5)在勤者の場合は勤務先、在学者の場合は学校名等、こういった情報を収集することを考えております。

9、届出の流れですが、こちらは事前に私ども市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係にまずはお電話でご予約をいただきまして、届出を希望する日時と窓口を選びます。今回、届出の窓口は全部で3か所用意しておりまして、私ども市長室という担当部署、それから、中には市役所には出しにくいという方の要望に応えるために、駅前にありますくにたち男女平等参画ステーション、そこでも受けられるようなことを考えています。もう一方で、いわゆる婚姻届を出す市で言えば市民課の窓口、法律婚の方と同じような窓口で出したいという方もきっといらっしゃるだろうということで、市民課の窓口でも対応できるような運営を考えております。

そして、(3)届出日当日は、原則お二方でご来所いただきまして、届出をいただくのですが、中には事情のある方で、例えば、ご入院されているですとか、1人の方が遠方に単身赴任でお仕事をされているというような方もいらっしゃると思いますので、事情がある方は1名でも可能としますが、ただし、両者の了解があるということは何らかの形で確認をします。

そして、(4)、書類の提出後、私どもで必要書類とその内容を確認いたしまして、後日、受理証明書と受理証明カードの交付をいたします。

10の届出書類の保管方法ですが、基本的には、この届出後、受理証明書等も交付に関して内部での決裁を行います。(具体的な保管場所について説明)

11の今後のスケジュールですが、この後、3月1日から事前の届出受付を開始する予定です。そして、改正した条例の施行は令和3年4月1日からになっていますので、4月以降順次、受理証明書及び受理証明カードの交付を開始する予定です。

どれぐらいの方の届出があるかという見込みなのですが、近隣市、多摩26市でこの制度を実施しているところは府中市、国分寺市、小金井市、この3つになります。府中市につきましては、現在10組程度、1年前からこの制度をスタートしております。小金井市、国分寺市は、それぞれ1組というように聞いておりますので、当市の人口規模等を考えたときには、より多くの方の届出をしていただくことが望ましいのですが、1桁なり2桁ぐらいの数ということが当面かなと思っております。

ただし、この規定に該当する方は全ての方がこの証明書を取ってくださいということではなくて、もちろん、取る取らないの自由もありますし、または、パートナーをつくるつくらないの自由もそれぞれの個人にはありますので、あくまでもこの証明書をもってそれぞれの方の生活がより自分たちらしい生活が送れるということが制度の狙いではありますので、その辺りの運用は私どもは慎重にしなければいけないというところ。それから、国立市として大事にしているのは、アウトティングにつながるということです。どなたが申請、届出をしたのかですとか、その証明書が提示された民間事業者の方がみだりにその方の情報を外部に公表しないということが非常に重要なところだと思っておりますので、これらも併せて、今後につきましても、しっかり推進して情報の周知をしていきたいというように考えます。

別紙には改正しました条例をつけております。今回、この制度に関係しますものは2ページの第2条第10号パートナーシップの定義のところです。そして、第10条パートナーシップ制度、ここに1項から4項まで記載しております。ここが直接的な根拠という形で、今回、制度を構築してございます。

簡単ですけれども、以上となります。よろしくお願いたします。

【石居会長】 ありがとうございます。それでは、ご質問等を適宜お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

私から、証明書あるいはカードの発行ということでしたけれども、カードに記載する情報というのは、今のところどのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。

【市長室室長補佐】 私から説明させていただきます。

カードには、基本的には、本人様のお名前とパートナー様のお名前、届出を受けた日付、ご希望があればパートナーの方の方が一医療同意等をするような場面があった場合に、連絡してほしいという連絡先、パートナーの方の連絡先を書きいただこうと思っています。また、通称名を希望される方につきましては、通称名をご本人とそのパートナーの方それぞれ書きいただけるような欄を設けているところというように考えております。

以上です。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。通称名を記入する場合は、通称名のみですか。

【市長室室長補佐】 一応、表面にはご本人の戸籍上の本名、裏面に通称名を書けるような欄を設けようと思っております。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

【関口委員】 今回のこの諮問は、個人情報保護条例第7条第2項、センシティブ情報を収集してはいけないけれども、この限りではないという規定に基づくもので、まず、今回、非常にセンシティブな条例であることは認識した上でお尋ねするのですが、収集して保管されるセンシティブ情報というのは何かというのはどのように定義されていますか。

【市長室長】 実は、ご自身の性的指向や性自認というところの情報は収集しないのです。同性でも異性でも申請できるというのが国立市の制度になりますので、ご自身のそういったものはなく、お名前などだけなんです。

【関口委員】 この8項に書かれている情報は普通の個人情報だけでもいい。

【市長室長】 そうですね。ただし、おっしゃいますように、もともとのこのパートナーシップ制度をつくるに当たっての目的といいますか、何が課題でつくるところに照らしたときに、やはりセクシャルマイノリティーの方の課題ですとか、または、事実婚の方の課題を解消するというのが1つの目的になりますので、この部分から行くと、多少、届出をする方たちが一定程度センシティブ情報を収集するに値する方たちになる可能性があるというところだったので、100%センシティブ情報だけを取るというものではありません。

【関口委員】 今の話からすると、届出の書類自体がセンシティブ情報を含む可能性があるという認識されているという理解でよろしいですか。

【市長室長】 書類の中には、先ほどのように性的指向や性自認を記載するところというのはあり

ません。ただし、例えば、先ほど届出する窓口が何か所かありますとお伝えしましたが、当事者の方からも、届出をする際には誰かに見られたくないということをおっしゃる方もいます。それは多分この制度の背景にあるものというものがきつとあるんだと思いますので、私たちは個室を用意してそういうような対応をすることは考えているのですが、そこ事務的な書類だけを見たときには、それだけをもって何か差別や偏見の助長につながるような情報というわけではないと思います。

【関口委員】 おっしゃることは分かるんですけど、こういう審議会にかけようと思われたお考えは正しいと思っていますが、何がセンシティブ情報を含む可能性があるのかというのを明確に定義しておかないと、正しく守って保管できないと思って質問をしています。おっしゃるとおり、届出に書く内容、この8項に書いている氏名、生年月日、住所、連絡先というのは通常の個人情報収集と一緒に、これだけをもってセンシティブ情報ではないと思うのですが、そういう届出をしてパートナーシップのパートナーシップ証を発行したということ自体がセンシティブ情報を含む可能性があるとして保管するのであれば、センシティブ情報を含む届出書であるときちんと定義して、きちんと安全に保管したほうがいいと思っています。というので、どういうお考えかなというのをご質問しましたが、併せてもう一点。その収集した情報は届出書としてつづって保管されるだけなのか、戸籍データベースみたいなものはないと思うのですが、データベース化されるかはどうなのでしょう。

【市長室長】 まず、書類として保管することと、一定程度、市の内部のシステムといいますか、専用のものがあるわけではありませんが、データとしても管理をすることは、今のところは、考えてはおります。

【関口委員】 パートナー証を発行したデータベースみたいな、履歴みたいなのは作らないということですか。

【市長室長】 そういうようなものを作っていく形になると思います。

【関口委員】 であれば、それもおそらく申込書と同じように、同等に保管する必要があると思うのですが、どこにどのように作って、どのように守るかというのは、誰がデータベースにアクセスできて守るかというのは、きちんと検討されていますか。

【市長室長】 今、ここは近隣の自治体さんがどのような管理をしているかというのは参考にしてはいるのですが、かなりばらばらと言いますが、書類だけで管理しているところもあれば、書類すら頂いていないというところもあるようなんです。提示だけをもって進めているというところもあるようですが、まずは届出の書類があれば、そこでこちらは確認できるのですが、今後について、内容の変更、例えば、お名前が変わったときの変更というものも様式上には準備しておりますので、この辺りを見ると、やはり1つ何かデータベースとして残しておく必要があるかと思っておりますので、引き続きと言ったらあれですけども、その辺りはしっかり整備をして、どういうところの情報をどこまでのものに入れて、誰がアクセスをするのかというところは、確認していければいけないかなというように思います。

【関口委員】 制度の開始前にその辺の運用は決めてから開始したほうがいいのではないのでしょうか。頂いた諮問書でその辺が、全然、具体的ところが分からなかったのも、非常に大事な制度だとは思いますが、運用がどこまで決まっているのかなと思いました。

【中川委員】 電子情報ファイルを作る予定があるということですか。

【市長室長】 そうですね。そこが必要になるかなというように思っています。

【関口委員】 証書を発行するにも印刷したりとか、カードを発行するにも印刷したり、何らかの

電子的なデータベースはできるんだろうなと思っているのですが。

【石居会長】 その際またここに諮問していただくという流れになるんですかね。

【市長室長】 本来そうですね。そうするべきものであるという部分は思いますが、そこは、どこまでのものを整備するのか、電子情報化するかしないかというところは早急に。

【中川委員】 この限りでしないのかなというように思っていたんですけども、するということであると、ここの提出書類で、例えば、世帯全員住民票の写しとかそういうものの書類としては保管するということになる、その中からどういう情報を取り出して、それを電子情報ファイルに記載するのかということが非常に重要になってくる。

例えば、同居の方、これは後で質問しようと思っていたのですが、同居の方の有無を確認するといった場合に、どういう方を想定しているのかなというのが少し分からなかったのですが、聞こうと思ったのですが、例えば、お子さんとかがいらっしゃる方の場合、お子さんの情報も一緒に収集していくことになると思います。そうすると、お子さんにとっても、例えば、ご自身の親ごさんがどのような性自認とか性的指向を持っているかどうかということは非常に大切な情報だと。それこそセンシティブ情報に非常に近い情報になってくるだろうというように思いますので、そういう情報をどのように管理するのかとか。

あるいは、今、センシティブ情報そのものを収集するわけではないというようなことをおっしゃっていましたが、これは制度の趣旨からしてセンシティブ情報が容易に推認できる情報としてまとめるというようなことになると思います。この制度に登録している以上は、ある特定の性的指向を有しているのだろうか、性自認を有しているのであろうというようなことは容易に推認できる情報というようなことで、今回、諮問していただいたことは適切な判断だと思うんですけども、そうすると、そのようなセンシティブ情報が容易に推認にできる情報として、1つのファイルに名前をつけて保存するとなると、これはほとんどセンシティブ情報と言ってよいものになってくる可能性がありますので、この収集した書類の中のどの情報をどの程度データベース化して保管するのか、そのほかの提出した書類をどのような形でどの程度の保管期間で、どのような形で保管するのかというようなことをもう少し細かく検討していただくと、より適切かなと思います

【関口委員】 おそらく件数がそんなに多くないので、始まってからという思いもあられるかなとは思いつつも、運用が決まらない中で、3月1日からというところなのですけども、スタートしていいのかというのは少し最初に思ったことなんです。

【市長室室長補佐】 先ほどのデータベースの話なのですが、実は内部でまだ検討している部分で、本来、そういったところを整備した上で諮問させていただくのが適切な順番だとは思うんですけども、制度開始が4月1日ということで、1か月前に3月より受付を事前に開始しますという関係で、1か月ほど準備期間が取れるということもありまして、我々は先行して諮問させていただいております。

データベースに関しましては、正直なところ、件数を考えても、データベース化するところまでは必要ないのではないかとということも、今、同時に検討しております。先ほど委員の方からおっしゃられたように、カードを作るということも我々独自に検討しております、できるだけ個人情報の部分を、外部に委託しているところもあるのですが、出さないような形で考えていまして、お名前の部分以外のものを印刷してもらったものをあらかじめ納品していただいて、こちらで転写テープのようなものでお名前の部分を印字して、保護フィルムを上から貼るような形を考えておりまして、そういっ

たことをすると、データベース化してわざわざ業者にお送りするようなことも必要ないのかなと思っております。その辺りにつきましては、今後、運用等も含めて総合的に検討していきたいと考えているところです。まだ十分整理しきれていなかったので申し訳ないんですけども、今、そういう状況でございます。

【関口委員】 パートナーシップは解消することもあり得ると思うのですが、そういう場合は、どういう届出とかを想定しているのでしょうか。

【市長室長】 関係性が解消された場合ですとか、市内在住、在勤、在学というような規定から外れたら、条例上の規定から外れた方については、基本的には届出をしていただきます。そこを確認したことをもって制度上のパートナーシップというのは解消というような形で市としては取り扱うというところになりますので、所定の書式で届出をいただくというところで考えています。

【中川委員】 そうしますと、そういった書類をどこまでどう保管するのかとか、保管期間の問題とかも非常に大きな問題になってくるので、もう少し運用上の個人情報の取扱いの詰めをしていただいたほうがいいのかなど。

【関口委員】 住民票ではないけど、それと同じような扱いをある程度想定して、しかも、センシティブ情報として管理しなければいけないのではないかなというのを少し見ていると思っていて、それがどれぐらい、件数が少ないので、負荷が増えてしまうと大変だとは思いますが、そこが事前に頂いた書類から分からなかったので、少しご検討いただいたほうがいいのかと思います。

【市長室長】 今現在の検討としましては、届出をされている間は基本的には永年保存と考えております。先ほどのように解消の届出が来る可能性もありますので。解消後は、基本的には5年としています。解消の届出から5年。ほかの例でいくと、生活保護の制度については、生活保護の受給中は当然ながら永年でその書類を保存している。保護は廃止になってからは、5年保存をされているということですので、ここと同様の情報というようには全てが該当はしませんけれども、原則的にはそのような運用で考えておりますが、委員からのご指摘のように、さらにもう少し細部は詰めていく必要があるというように今のご意見で感じました。

【中川委員】 申請をして、カードをいただく方、申請者が負担すべき費用というのは幾らぐらいなののでしょうか。

【市長室長】 基本的には、住民票と戸籍、提出する資料に要する費用のみになりますので、届出自体にそもそもの費用がかかっていることはございません。ご準備いただく際にかかる費用だけ自己負担で取りに行くというところです。

【中川委員】 先ほど話題にあがりました、解消の場面なのですが、大きく分けて2つに分かれるんだと思います。1つは事実婚などを解消したいという本人の申出。あともう一つは、要件に該当しなくなった場合。例えば、在勤・在住ではなくなった場合。在勤・在住ではなくなった場合というのは、こちらのほうでパートナーシップ制度が終わりますよということを調査をし、何らかの対応するというのを考えていますか。

【市長室長】 まずはご本人の方からその申出をいただいた際に、基本的には、例えば、学校であれば卒業しているとか、職場であれば退職をされる、または、国立市内の事業所から異動されるということが想定されると思います。こういったことの確認資料も、併せていただくことで、その実態を確認したいと思っています。

別途、これに基づく調査をかけるということは、今、まだそこまでは考えておりません。ただし、

虚偽の申請ですとか、それから、この書類の使用の仕方について課題があるといえますか、情報が分かった場合にはそういった確認をするということはあると思いますが、基本的には、通常であれば解消はご本人からの届出、申出をいただく。

【中村委員】 AさんとBさんが事実婚の関係にあることを証明してもらうためのカードを発行してもらう。これは解消をする場面では、Aさん、Bさん両方の共同申請になるのでしょうか。

【市長室長】 基本的にはどちらか一方だというわけにはいかないかと思っておりますので、両者の確認を取るというところが必要となると思っております。法律婚上は、例えば、離婚届についても、お互いの署名捺印があれば、どちらかの方が持ってくるだけでも、これは問題ないわけですが、逆に、それが虚偽であれば、その後、重たい規制があるというところですが、当市のほうはそこまでの罰則というのはございませんので、基本的にはご本人から確認するというところがまず一義的に必要かというように思います。

【中村委員】 先ほどの話題に戻ってもよろしいですか。今回、個人情報保護条例の7条の2項2号に基づく諮問なのですが、7条の2項1号に該当しないと考える理由は何でしょうか。

7条の2項は「次の各号に掲げる個人情報の取扱いをしてはならない」。その1が「思想、信条、宗教その他内心の自由を侵害する原因」。7条2項2号が「人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」。先ほど、その他個人情報、その他原因となるおそれのある個人情報の定義が明確ではないので、何がセンシティブ情報でそうではないのかというもの、境界線が見えないというような話題があったと思います。今回、何がセンシティブ情報なのか私がいまいちはっきり分かっていなくて、にもかかわらず2号に特定しているのがどうしてなのだろうという疑問を持ちました。

【市長室長】 ここは、平成30年の、LGBTの相談を主としてやりますというときに、これは直接的にLGBTの方の相談というような限定がありまして、ここはご本人の性的指向、性自認の情報も合わせて取るというところがありましたので、こちらは、当時は7条2号で諮問させていただいたんです。

今回は、先ほどの議論の中で、必ずしも一致するわけではないのですが、推認という言葉が先ほどございましたが、そこにつながる可能性があるだろうということで7条2号を使わせていただいたというところなんです。

【関口委員】 情報の管理のときに、こういう条文とかというのはいろいろな幅広く捉えられる、曖昧なというか、幅広い書き方をされると思うのですが、新しく制度を始めるに当たって、新しく情報を収集するときに、これをセンシティブ情報として扱うというのをまず最初に定義しないといけないんですよ。ですので、それが今回個々の取り扱う情報の1個1個を指しているのか、届出書自体を指しているのかというのが少し分からなかったんです。多分、これをセンシティブ情報としてこの制度の中では扱うので、特に機密性に配慮して扱わなくてはいけないから責任者しか扱えないとか、2人体制ではないと取り出せないとかという運用になっていくので、この制度として定義していただく必要があるんだと思っております。

【中川委員】 少し補足といえますか、条例上にあるようないわゆるセンシティブ情報と言われるような性的指向そのものとか、あるいは、性自認そのものとか、そういうようなものをまず推認させるような情報となる可能性が高いので、まず、そういう条例上にあるようなセンシティブ情報に関わる情報を集める可能性になるというようなことを明らかにした上で、それほどのような情報が集まる

とそれを強く推認させる情報になるのかというようなことで、この制度それ自体の定義するセンシティブ情報に該当する情報をさらにきちんと明らかにしておく、定義しておく必要があるというのがおそらく今の関口委員のご指摘だというように思いますので、その辺りの区分けや認識をもう少し明確にさせていただけるといいのかなと。

【岸委員】 やっぱり届出をしたというそれ自体が相当センシティブなところということですよ。個別の住所とかではなくて。

【中川委員】 同一の生物学的な性のお二人の方がこの制度に登録しているというようにことそれ自体が非常に強くセンシティブ情報を推認させる情報になりますよね。

【岸委員】 氏名と性別と届出の記述とか、その辺りが一番近いですかね。

【中川委員】 それがまとまってどこかに漏れるということになると、これはセンシティブ情報そのものが漏れたというように考えても。

【市長室長】 あとは、例えば、戸籍上の性別と氏名が、家庭裁判所まで届け出て戸籍上の例えば、そこは男性であれば、男性と思える一般的な印象としてのお名前ですけれども、女性として生きていく、自認が女性の方の場合は女性としての名前、例えば、「子」がつくとか、そのように変えられて実生活をされている方もいらっしゃいますと、今おっしゃるような部分には十分該当してくるということが。

ただし、全ての方がそこではないわけですね。事実婚のいわゆる異性同士の方であれば、その情報としては、そこだけをもってというのはないと思いますが。

【中川委員】 でも、事実上婚姻関係にあることを申請するわけですよ。

【市長室長】 そうですね。なので、公的に事実婚であることを申請するという制度自体があまりありませんので、日頃の生活の中では公表していない方もおそらくいらっしゃると思います。

【中川委員】 考え出すと分からないところがいろいろとあるんですけども。

【関口委員】 難しいですね。

【石居会長】 ほかに何かございますでしょうか。

【中川委員】 ここに書いていないのですが、世帯全員の住民票の写しを提出していただく目的というのを、もう少し明確にさせていただけますでしょうか。

【市長室長】 同一世帯の、いわゆる同居している方たちの中でどういった方がまずいらっしゃって、これは、例えば、父、母、親ですとか、子供ですとかということであれば、特に今回は、そこは確認はしないといいですか、そこだけの確認で終わるのですが、例えば、お名前が違う方が世帯に入っていた場合に、私たちが見たいのは、今度は届出する方同士、その方同士の二者間のパートナーシップを認めますので、仮にお一方の住民票の中に別のお名前の方、親とか子供とは推測できない方がいた場合には、第三者の方とのパートナーシップ関係を結んでいる可能性があった場合には、当市の条例はあくまで届出をする二者間というように決めておりますので、そういった方々がないかというところを確認するために住民票を見せていただくという形になります。

【中川委員】 住民票の記載事項というか、同一世帯になり得る人的範囲というのはどうなっているのでしょうか。

【市長室長】 実態と必ずしも合っていない場合もあると思います。住民票だけ置いて、例えば、学生さんでも住民票があるところから学校、大学に行くに当たって、場所、住んでいるところは違うんですけども、住民票をもとに残しているということもおそらくあると思います。そのような形で、

実態とは必ずしも住民票のところでは合わないということがあるんですが、あくまで私たちは何か根拠として資料で確認できるものは住民票しかないだろうということこちら書類をいただく。先行しています、先ほど七十幾つの様々な自治体においては、基本、ほぼ全ての自治体で住民票はこのような目的でいただいているというように確認しております。

【関口委員】 親族関係でない人でも住民票上同一世帯になることはできたという理解でよろしいですね。

【市長室室長補佐】 事実婚の方も、たしか、「(未届)」という形で住民票上は記載がされるというように認識しております。

【岸委員】 単純な離婚後の夫婦などで、同居人の扱いで同一世帯だったりすることもあったような気がします。

【中川委員】 それで、世帯主と世帯構成員の関係が残っている場合もあるわけですね。

【市長室長】 あくまでも、そのいただいたものを含めて、ご本人に確認をさせていただいてというところが手順となります。

【中川委員】 世帯全員の住民票の写しということは、これは世帯を構成する人が全員載っている住民票ということですね。

【市長室長】 そうです。

【中川委員】 分かりました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

1つだけ。これはもしかすると、データベースの作成をするかどうかと関わるのかもしれないと思うのですが、現状ですと、先ほど解消のお話がありましたけれども、解消の場合は、基本的にはご本人からの届出ベースだというお話でしたけれども、もう一つは、まだ導入している自治体が少ないということではあります。例えば、在勤・在住も認めるということなので、他の居住地の自治体でもパートナーシップ登録をして、こちらでもしてという形で、1人の方が重複して登録するというようなことをこの制度としては特に妨げないという理解でしょうか。それとも、少し何かしらの形で整理するという事はしますでしょうか。

【市長室長】 当市が交付する制度としては、そこは妨げないというように考えています。住民票の居住地のところでパートナーシップ登録していたとしても、ここはまた当市の制度の中ですと、議論の中では、制度を持っている自治体同士が広域的に連携しようなんていう動きもありまして、こうなった場合に情報をどこまでやり取りするかというのは、かなり課題があるというように思っています。また、このようになった場合には、改めて情報の提供の範囲ですとか、そこは別途諮問させていただくことになろうかと思えます。まだ議論もそこまで至っていない中ですが、先々可能性があるかと思えます。

【石居会長】 そちらはアクションしなかったとしても、例えば、導入している府中市にお住まいの方で、府中市で届出があったんだけど、国立でも重複されていないですかというような照会が来た場合には、それには国立市としては現状ではお答えしないということですか。

【市長室長】 そうですね。あくまでも、これはこちらの市として申請をもらっているものですので、お互いの情報を共有するというのが目的ではありません。先ほどのように、これは広域的になるとなれば、そういった取決めが今後あるのかもしれませんが、ご本人同意を、当然ながら、まだ今そういう情報を提供するというような本人同意を得るという予定はありませんので、これは今

のところないと考えています。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

【中村委員】 このデータベースとの関連をつけるということは一切考えていないですか。

【市長室長】 はい、今のところは、自治体によっては、住民基本台帳の情報を入れるなんていうところもあるようなのですが、当市はそこまでの検討とそこによる効果というのがまだ明確に見えていないので、この情報をほかのところに私たちから情報の提供をするということは考えてはおりません。

【石居会長】 ほかにはございますでしょうか。

【中村委員】 カードと証明書にはどんなことが書かれているのでしょうか。

【市長室長】 受理証明書のほうは、サイズはA4のものなのですが、こちらに交付の番号、連番になりますが、交付の番号と、それぞれお二方のお名前になります。

【中村委員】 2人の名前。

【市長室長】 はい、この方とこの方が。そして、この真ん中の記載は、いわゆる根拠、国立市のこの条例に基づいて……。読み上げます。国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第10条第2項に基づき、パートナーシップの届出を受理したことを証します。国立市は互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、性別、性的指向、性自認にかかわらず、自分らしく暮らすことができるソーシャルインクルージョンのまちづくりを目指しています。お二人が互いの人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、協力し合いながら、自分らしくいきいきと暮らせるよう応援しています」ということで、下段に交付の年月日と、国立市長名と市長の印鑑というところです。先ほどの受理証明カードも同様なのですが、形状がお財布に入る、保険証をイメージしていただいて、それを2つ折りにするものになっております。多くの自治体は1枚だけなのですが、私どもは、当事者からのご要望でなるべくそこに少し……。

【中村委員】 見えなくする。

【市長室長】 はい。1枚だとすぐ提示すると周りから見えてしまうので、挟んでほしいということなんです。昔の献血カードがそういうものだったらしいのですが、2つ折りをして、その中に先ほどの受理証明書と同様のお名前、年月日、交付番号、国立市長名と市長の印鑑となります。

そして、先ほど緊急連絡先という話がありました。これは、イメージとしては臓器提供カードのような、万が一どちらかの方に何かがあった場合に、その方の携帯しているものの中にこのカードがあった場合に、自身に何かあればこのパートナーに連絡してくださいということが意思表示できるようにしております。これは、必ずしも全員が書いてもらうわけではなく、任意にしております、そこが書ける。これは、当事者の方からのご要望を実現しているものになります。

原則は受理証明書と同様のものを記載していくというところでございます。

【中村委員】 証明書とカードで少しだけ文言が違うのは、何か理由があるんですか、例えば、カードの裏面の記載事項と証明書の第2段落目。分けることに何か理由が。

【市長室長】 カードのというのは、上から2枚目の……。

【中村委員】 4枚目というのかな。

【市長室長】 4枚目ですね。一番下のカードの方の4枚目のところは実際にこのカードを提示された例えば病院とか不動産屋に対してここを読んでほしいと。これはどういったカードなのかということと、それから、先ほどのように、アウトティングという受けた方がみだりに第三者の方にご本人の

了解なく情報を公開しないようにということを改めて市のほうからもカードには記載して、留意とい
いますか、そこをお願いするという意味でこの文言を入れております。

【中川委員】 3月1日から制度が開始するということなのですね。

【市長室長】 はい。3月から受付を開始して、実際に交付は、条例が施行される4月からとい
話になります。

【中川委員】 ここまでのお話を聞いていますと、電子情報ファイルを作ることは少し慎重に考
えたほうがいいのかなというような状況かなと思ひまして、届出のあった書類と手書きの情報をまと
めたものと（具体的な管理方法について）保管するというような程度にとどめておいたほうが安全な
かなというような気がして、電子情報ファイルを作る必要があれば、また諮問いただくような形にし
てもいいのかなという気もしますが。

【石居会長】 ありがとうございます。ちょうど同じようなことを考えておりました。データベ
ースに関して、電子情報の作成に関しては、今のところ検討中ということなので、これは少しこの審議
会としてはまだお認めするということには前提としては整っていないと思うので、そこは別途置く
ということ。ただ、3月1日それから4月という2つスケジュール的に決まっているものがあるので、
紙ベースのものはお認めできるかということで、この後ご意見を伺いたいと思います。

その上で、もう一点は、センシティブ情報をどのように整理するのかという、そこは一つ整理して
から実際の運用に入っていただければという思いはあるので、その部分で、審議会は3月にも予定
がありましたよね。

ですので、場合によっては、少し補足の説明はいただければというようなことも考えてはいますが、
まだ各委員のご意見を伺っていないので。

【岸委員】 （具体的な管理方法についての質疑）

【市長室長】 （応答）

【岸委員】 （具体的な管理方法について確認）

【市長室長】 そうです。

【中川委員】 出先機関については。

【市長室長】 （具体的な管理方法について説明）

【岸委員】 （具体的な管理方法について確認）

【市長室長】 はい。

【石居会長】 ほかによろしいでしょうか。では、各委員のご意見を伺いたいと思います。まず
は関口委員いかがでしょうか。

【関口委員】 先ほど石居会長のほうからもあったのですけれども、ぜひ追加の運用をご検討いた
だいて、ご報告いただきたいと思います。今お話があった、何を定義して、どのように管理されるの
かというのを、追加でご報告いただくことを前提に、できれば4月の運用開始前の3月の審議会の場
でということで、一旦進めることはお認めしてもよろしいかと思ひます。

【石居会長】 ありがとうございます。岸委員、お願いします。

【岸委員】 私も同様で、今後の始めた後はいろいろ出てくると思うので、その辺りも想定しなが
ら、あと、センシティブ情報の範囲などを想定して検討しながら、取りあえず、今現時点で、紙ベ
ースでの保管などは注意深くやっただいただければお認めしてよろしいのかなと思ひます。

【石居会長】 中川委員、お願いします。

【中村委員】 私も同様です。今まで挙げた意見のとおり、センシティブ情報の定義の明確化というのが、今後、最重要課題になってくると思います。次回、追加のご説明をいただくことを条件に可と考えております。

【石居会長】 中川委員、お願いします。

【中川委員】 私も同様で、今回は紙ベースで、電子情報ファイルは差し当たり作成しないというふうなご了解の下で進めていただければと思います。また、今後、センシティブ情報の定義や、あるいは、提出書類の中でどの情報をまとめて保管するような形になるのか等々についてご報告いただければと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

私も先に意見を申し上げてしまいましたけれども、皆様と同様ということになると思います。現状ではお認めする範囲は紙ベースというところまでで、今回お認めする。その付言事項として、今後、電子情報をどうするかということと、もう一つは、センシティブ情報に関わる事柄の整理についてのご説明をいただく。可能であれば3月の段階で一旦ご説明をいただくと付言させていただく形でお認めしたいというように思います。

【市長室長】 次回、3月12日。その時点で今いただきました内容も含めて対応いたしますので、ご議論どうもありがとうございます。

【事務局】 諮問の関係で、まだ確定しておりませんので、もし開かれないようでしたら、書面で報告のような形を取らせていただければと思います。

【石居会長】 開催しない場合もあるんですね。

【事務局】 今調整中となります。

【石居会長】 分かりました。承知しました。そのような形でと思います。

では、以上にしたいと思います。

【市長室長】 ありがとうございます。

【石居会長】 それでは、次第の4番になります。生活保護版レセプト管理システムのクラウドサービス利用に関わる報告についてということで、担当課から報告をお願いします。

【生活福祉担当課長】 (自己紹介)

【庶務係長】 (自己紹介)

【庶務係主事】 (自己紹介)

【生活福祉担当課長】 それでは、生活保護等版レセプト管理システムのクラウドサービス利用についてということで、これまで自庁のサーバーとか端末で管理していたものをクラウド化してASPという形でさせていただくことになります。

具体的な内容につきましては、近藤から説明させていただきます。

【庶務係主事】 生活保護等版レセプト管理システムのクラウドサービス利用について、まず、報告概要から説明させていただきます。

生活保護受給者、中国残留邦人に対する医療扶助業務のためにレセプト管理システムを利用しております。このシステムは、サーバー機器の導入から5年が経過します。経年劣化を考えまして、間もなく5年が経過ということで、更新を来年度予定しております。これまでサーバーを自前で保有してシステム運用していましたが、現在ではクラウドサービスが提供されておりますので、そちらに変更することを考えております。クラウドを利用するということは、外部のデータセンターに個人

情報、レセプト情報ですとか被保護者の情報を保存することになりますので、これにつきまして審議会に報告をさせていただきます。

続きまして、医療扶助業務の概要についてなのですが、まず、生活保護受給者の方や中国残留邦人の方が医療機関を受診された場合には、医療機関で患者の診療内容を集約したレセプトを作成します。レセプトは、まとめて社会保険診療報酬支払基金に提出をしています。

支払基金では、事務的な点検を行った上で、各福祉事務所にレセプトデータを送信しております。福祉事務所におきまして受信したレセプトは、レセプト管理システムの中で管理をしています。福祉事務所で持っている被保護者情報や医療券・調剤券の発行情報とレセプトデータを突合しまして、資格や診療内容に疑義がある場合につきましては、それについて支払基金経由でレセプトは医療機関へ返戻して確認を求めるといった流れになります。

この医療券というもののなのですが、メインとしては、受給者の方は保険証を持っておりませんので、その代わりとして、診療を受ける際に医療機関に提出するものになります。これは福祉事務所のほうで発行しておりますので、原則は取りに来ていただくという形になります。医療券に記載されている内容としては、氏名、生年月日、発行元の番号や、医療機関と、何月分かなど、そういったものが記載されています。

次に、3番の生活保護等版レセプト管理システム概要でございますが、現行システムの概要につきましては、2ページ真ん中辺りに図がございます。(具体的な設置場所、ネットワークに係る説明)

システムには、毎月、支払基金からオンライン受信するレセプトデータと市で保有している医療券・調剤券発行データを取り込んでいます。

この図で言いますと、一番左側が支払基金で、右側に矢印がありますが、枠で囲まれているところが福祉事務所、その中でも真ん中に黒く塗りつぶされているような機器があるんですけども、これがレセプト管理システムというようなことになります。レセプトデータは、支払基金、右矢印です。支払基金のほうから右矢印で、最終的にレセプト管理システムの中に取り込みを行いまして、逆に右側から左に出ている矢印は、こちらは医療券や被保護者のデータということで、市で持っている生活保護システムからデータを抽出して、これをレセプト管理システムの中に取り込みをしています。

(具体的なデータの取り込み方法について)

一方で、クラウドです。これは3ページ、上になりますけれども、サーバーは市で保有せずに、端末だけ用意する形になります。この端末から外部のデータセンターにあるレセプト管理システムにアクセスをして利用する形です。(ネットワークに係る説明)

職員の作業につきましては、医療券・調剤券のデータを外部に取り込む、レセプト管理システムに取り込むという作業は、これまでどおり職員が行うのですが、支払基金からのデータ取り込みですとか、バージョンアップなどのメンテナンス作業については、データセンターで一括して行いますので、職員の作業というのは軽減されるといったものになっています。

5番の導入効果でございますけれども、主なものとしましては、サーバー機器を保有する必要がなくなりますので、コストの削減が可能となります。また、レセプトデータの取り込みやメンテナンスもデータセンターで一括して行いますので、職員の負担が低減されるということが言えます。セキュリティにつきましても、データセンターで非常にセキュリティの高い管理が行われますので、セキュリティも今より高度になるということは挙げられます。

6ページでございますけれども、取り扱う個人情報につきましては、先ほども申し上げました。生

活保護、中国在留邦人、被保護者情報ですとか、医療券・調剤券発行データ、それから、社会保険診療支払基金から受信するレセプトデータになります。セキュリティ対策につきましては、(セキュリティに係る説明)

以上で終わりとなります。よろしく申し上げます。

【石居会長】 ありがとうございます。本件は報告事項ということになりますので、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

【関口委員】 少し確認させていただきたいのですが、これは審議ではなく報告となっているのは、取り扱う電子データ運用等に何も変更がなくて、システムだけが変わるからという前提だと考えてよろしいですか。

【庶務係主事】 そうです。クラウドを利用するというその点だけです。

【関口委員】 個人情報の取扱いにも変更がないでしょうか。

【庶務係主事】 ないです。

【関口委員】 分かりました。ありがとうございます。

では、その前提で質問させていただいてよろしいですか。情報システムでは外部からのデータの受渡しが幾つかあったと思うんです。この絵に書いてあるとおり、外部からデータの受渡し、媒体による受渡しがされている絵になっているのですが、この新システムでは、データの受渡しというのはどうなっているのでしょうか。皆さんがそれぞれクラウドに接続してアップロードとかするという事ですか。

【庶務係主事】 市の持っているデータ、医療券・調剤券のデータなどは、市のほうからアップロードするような形になります。それ以外はデータセンターのほうで支払基金と。

【関口委員】 媒体の運用は廃止されて、全てクラウド上で管理されるということですか。

【庶務係主事】 そうですね。(具体的なデータの取り込み方法について) それ以外は、そうです。

【関口委員】 承知しました。

基本的にはクラウドで管理されるので、書いてあるように、安全性は高くなると思うのですが、クラウドサービス、LGWANにアクセスされる端末は国立市で管理されるクライアント端末だと思うのですが、そちらにデータをダウンロードすることはありますか。参照だけではなくて、レセプトデータをダウンロードする業務があるかどうかということです。

【庶務係主事】 直接、レセプトデータを印刷することというのはあるのですが、点検などの際もそうなんですけれども。例えば、点検の業者さんにその中から拒否というものに該当するものだけを抽出してくださいとか、そういったお願いはしたりはします。そういったものは確かに中に保存しますね。

【関口委員】 クラウドで管理が安全になるからといって気をつけなければいけないのは、クラウド端末へのダウンロードしたデータなので、今までは国立市のシステムに入っていたものがクライアント端末に担当者がばらばらとダウンロードしてしまうと、ダウンロードファイルの管理というのはすごく曖昧になりがちなので、確実に使い終わったら消すとか、ダウンロードしたファイル自体のダウンロードした記録を管理するとかいう運用が多分国立市として必要になってくると思います。そこをきちんといただければ安全性は問題ないと思うのですが、ダウンロード業務があるのであれば、その運用は気をつけていただいたほうがよいと思います。

【庶務係主事】 はい。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにご質問やご意見などございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
それでは、今、関口委員からありましたけれども、ダウンロードデータの管理というところはぜひ気を付けていただくということで、引き続きお進めいただければと思います。

以上になります。ありがとうございました。

【石居会長】 それでは、引き続きまして、次第の6番になりますが、個人情報取扱業務登録変更の報告について、お願いします。

【事務局】 それでは、個人情報取扱業務登録変更につきまして、ご報告申し上げます。

資料3をご覧ください。こちらは国立市個人情報保護条例第6条第1項に基づく個人情報取扱業務登録でございます。業務の名称は新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。個人情報の収集目的でございますが、予防接種の対象者であるか確認し、予防接種台帳を作成するためでございます。個人情報の記録項目につきましては、裏面の記録項目にチェックが入っているものとなります。

【石居会長】 ありがとうございます。1件ですけれども、こちらに関してご質問等ございますでしょうか。

では、続きまして次第の7番、個人情報取扱業務外部委託登録変更の報告についてお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料4をご覧くださいませでしょうか。こちらは国立市個人情報保護条例第33条第2項の規定による個人情報取扱業務の外部委託登録でございます。こちらは変更の届出となります。業務の名称は予防接種の業務となっておりますが、具体的には、風疹ワクチン接種のクーポン券等の作成、封入・封緘業務の外部委託につきまして、競争入札によりまして、委託業者が変更となったものでございます。変更の内容は届出書に記載のとおりでございます。

【石居会長】 では、次第の8番、個人情報目的外利用等届出の報告についてということで、お願いいたします。

【事務局】 それでは、資料のほうは5-1から5-14まで、前回審議会以後の分の報告になりまして、合計14件となっております。国立市個人情報保護条例第9条第2項の規定による個人情報目的外利用等の届出についてでございます。

資料5-1は政策経営課の特別定額給付金事業でございます。市税滞納整理のための照会に対しまして、地方税法の規定に基づき、対象者の特別定額給付金に係る申請の有無及び口座情報について回答したものでございます。提供先は名古屋市、目的外利用等の期間は令和3年1月19日から令和3年3月31日までとなっております。

目的外利用等の期間についてございますが、令和3年1月19日から同年3月31日までということで、期間に幅がございますのは、国立市個人情報保護法施行規則第6条第3項の規定によりまして、同一年度間における同一類型の目的外利用等の届出が不要とされております関係で、同一類型の目的外利用等がその後想定される場合には、期間の終期を年度末までとして取り扱うこととしているためでございます。同一類型の原則的な基準でございますが、まず、登録業務が同一ということ、かつ、目的外利用等の根拠が同一、かつ、提供先が同一ということでございます。提供先の同一性についてでございますが、全く同じであるという必要はなく、例えば、各警察署ですとか各公安委員会、各市区町村等の単位で同一として扱っております。

続きまして、資料5-2、課税課の固定資産税の課税業務でございます。固定資産税台帳の情報に係る照会に対しまして、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づきまして、

対象者の住所及び氏名を回答したものでございます。提供先は東京法務局、目的外利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料5の3、収納課の市税収納事務、滞納整理業務でございます。刑事訴訟法197条2項の規定に基づく捜査照会に対しまして対象者の差押えに関する情報について回答したものでございます。照会の目的でございますが、親族間の金銭トラブルについて生活実態を把握する必要があるためということでございます。提供先は立川警察署、目的外利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料5-4、それから、飛びますが、資料5-9、5-10、5-12、5-13。5件ございますけれども、いずれも刑事訴訟法197条2項の捜査照会に対するものでございまして、照会内容は同一でございますので、まとめてご報告させていただきます。まず、照会の目的ですが、死亡事案の捜査で対象者が死亡していて、対象者の市における相談内容等につきまして、その遺族が強く調査を希望しているとのことでございました。提供先は立川警察署、利用等の期間は年度末までとしております。

資料5-4は、市民課の住民基本台帳業務でございまして、対象者の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援措置について回答したものでございます。

飛びますが、資料5-9につきましては、児童青少年課の保育園運営業務でございまして、対象者の保育園見学年月日等について回答したものでございます。

続きまして、資料5-10は、子育て支援課の母子保健事業につきまして、対象者の相談記録について回答した件でございます。

1つ飛びまして、5-12でございますが、子育て支援課の乳幼児医療費助成制度につきまして、対象者の子ども医療費助成制度の医療証の利用歴等を回答したものでございます。

続きまして、資料5-13は、子育て支援課の要保護児童等に関する相談業務でございまして、虐待に関する相談履歴を回答したものでございます。

資料のほうは5-5へお戻りいただきまして、こちらは市民課の住民基本台帳業務で、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、送信されたメールの内容及びメールアドレスについて提供したものでございます。照会目的は失踪事件の捜査のためということでございました。提供先は小金井警察署となります。こちらは特殊な事例であったことから、同一類型として扱わないものとしたものでございます。

続きまして、資料5-6、しょうがいしゃ支援課の身体障害者の支援に係る業務でございます。障害基礎年金の支給決定のための照会に対しまして、国民年金法及び本人同意により、身体障害者手帳の交付等の情報を提供したものでございます。提供先は日本年金機構、目的外利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料5-7、しょうがいしゃ支援課の精神障害者の支援及び医療に係る業務でございます。こちらは実施機関内部の目的外利用となります。DV等被害者の支援のため、本人の同意によりまして、精神障害者保健福祉手帳用の診断書の写しを提供しております。提供先は市長室となります。目的外利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料5-8、高齢者支援課の介護保険給付事業でございます。こちら実施機関内部の目的外利用となります。新高額障害福祉サービス費等の算定のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、介護給付等の額を提供したものでございます。提供

先はしょうがいしゃ支援課、目的外利用等の期間は年度末までとしております。

資料のほうは5-11でございます。子育て支援課の児童手当等でございます。こちら実施機関内部の目的外利用となっております。居住実態が把握できない児童の安全確認のため、児童虐待の防止等に関する法律の規定に基づき、対象者の児童手当及び児童扶養手当の申請状況を回答したものでございます。提供先は子育て支援課、目的外利用等の期間は年度末までとしております。

それから、最後になります。資料5-14でございます。こちらは選挙管理委員会事務局の選挙人名簿調製業務でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、対象となる住所について選挙人名簿に記載された情報を提供しております。照会目的は公職選挙法違反に係る捜査のためということでございます。提供先は立川警察署でございます。

ご報告は以上となります。よろしくお願いたします。

【石居会長】 ご質問等ございますでしょうか。

【中村委員】 ここを統一しませんかという提案なのですが、例えば、5-14の上から4つ目のセルの一番下の行に「(法令の規定による)」と書いてあるのですが、その1個前の5-13の同じところは、根拠法令が具体的に書いてあるんですね。これ、見ているとまちまちなんですね。個人情報保護条例の9条を見ると4つの類型が書いてあるんですね。1つが法令、2つ目が本人同意、3つ目が緊急性、4が特に必要と認める場合。これ、統一してくれたらいいのになと思って読んでいたのですが、いかがでしょうか。多分この括弧は4つのタイプのどれに当たるかを書く欄ではないかなと思っていました。法令の場合には、きちんと上に法令の情報まで入れる。

【事務局】 様式を確認いたします。

【中村委員】 9条1項1号は4つの類型が書いてあるんですね。そのどれに当たるかということを書くのではないかなと。

【事務局】 はい。

【中村委員】 むしろ、これもチェック方式で4つ書いてあって、そこにチェックを入れるやつのほうが便利ではないかなと思ったんですけど。個人的感想です。

【事務局】 それでは、確かになかなか見にくいというところもございますので、ご指摘の形で統一させていただきたいと思っております。

【中川委員】 根拠法令はどこかで書類上確認できるようにしておいたほうが。

【中村委員】 そうですね。

【中村委員】 必ず根拠情報がどこか本文の中に入っていないといけないと思います。

【石居会長】 下の欄ができたことで、5-1とかですと本文のところにも根拠法令の条項が入っていて、括弧内にも情報が入っている。こういう場合は、多分本文内に残るとということになると思うのですが、括弧内にだけ示している場合に、上からその情報が完全に根拠法令の情報がなくなってしまうと、それは困るということでしょうか。

【中村委員】 まずかろうと。

【岸委員】 今のところ、どれも一応本文に書いてはあるんですね。

【中村委員】 全部本文には書いてありますね。

【石居会長】 5-6、7。

【岸委員】 6と7はない。

【中村委員】 本当だ。本文に書いていないです。

【岸委員】 7は同意か。

【中村委員】 7は本人同意なので。

【岸委員】 6がないですかね。6の場合は、この目的のところ国民年金法第108条。

【中村委員】 6は、でも、根拠法令と本人同意ですね。

【石居会長】 5-11。そうですね。

【事務局】 これは、そうですね、法律名と条項が。

【中村委員】 ですので、どちらかに統一されるといいのではないかなという感じがします。

【事務局】 はい。

【石居会長】 お手数おかけします。

【事務局】 各課から大量に出ていますので、できる限り努力させていただきます。

【石居会長】 お願いします。

【中川委員】 あと、刑事訴訟法等の法令に基づく照会に関しては、同一類型の点も含めて、慎重な運用をしていただくというようなことを先回以来確認していただいたと思いますが、以前以上に利用目的等詳細の確認をするようになってきているのかなというようなことが見て取れますので、今後も続けていただけると非常にありがたく存じます。今後、今回も同一類型に関して、特に刑事訴訟法等の提供先や目的が同一類型に該当するというように判断された場合については、届出書は提出されないというようなことになるとと思いますが、運用上、利用目的等について担当課で慎重に検討していただくということだと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

それでは、次第の8番まで終わりましたが、9、その他、ございますでしょうか。

【事務局】 次回日程は3月12日の9時ということで入れさせていただいているのですが、諮問案件について所管課と調整中ございまして、なるべく早めにご連絡は差し上げるようにいたしますが、なくなる可能性もございます。

【中村委員】 パートナーシップのさっきの話の追加の説明というのは。

【事務局】 ただ、それだけだとお集まりいただくのも申し訳ないかなというのがありまして、もし諮問がなければそこは開催せずに書面で報告させていただこうかなと思ったのですが。

【中川委員】 書面で報告していただいて疑義等があれば問い合わせるというような形ですかね。

【事務局】 はい。

【中川委員】 いずれにしろ、電子情報ファイル等を作るということになった場合には、また再度。

【関口委員】 本来は、電子ファイルではなくても紙の媒体もデータベースと読むので、紙であっても、情報を集めるのであったらきちんと決めておいたほうがいいというのはおそらくあるんですけど。でも、もう条例も施行されるので、待たないのかなと思いつつ。

【事務局】 件数も少ないという話なので、おそらくメインは紙になるかと思うのですが、個人情報ファイルの作成につきましては、こちらの手引の30ページになるのですが、この手引を作成する際に少し見直した部分ではあります。運用のところをご覧くださいますと、いわゆるワードですとかエクセルで簡易なリストですとかそういったものについては、こちらの個人情報ファイルとしての諮問を要しないという運用をしておりますので、多分、情報の件数からして、システム化して処理するとかいった方法は取らないかと思っておりますので。

【中川委員】 センシティブ情報、関連する情報ですので、少し取扱いが。

【事務局】 ファイル作成そのものというよりは、取り扱うデータの管理・運用方法というところで併せてご報告させていただくことになるかとは思いますが。諮問としては、7条2項の1号か2号かという話があったのですけれども。

【中川委員】 紙で報告を出していただいて、必要に応じて、次回以降担当課に来ていただいて、ご説明いただくということもあるんですかね。

【事務局】 予定どおりに開かれれば、それが一番いいのですが。

【岸委員】 日程は確保しているので、別に集まること自体は全く問題はありません。

【石居会長】 開催ということで、仮に諮問事項がなかったとしても、お集まりいただくということでもよろしいですか。

【中村委員】 そのほうがいいのかないかなという気がするんですけれども。

【石居会長】 そうですね。

【事務局】 先生方がそれでご了解いただければ。それではご異存はございませんか。

【岸委員】 はい。

【石居会長】 では、いずれにしても開催ということになります。よろしく願いいたします。

【事務局】 よろしく願いいたします。

【石居会長】 ほかはよろしいでしょうか。

では、これで第160回の国立市情報公開及び個人情報審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

— 了 —